

請負契約書(案)

請負の表示

「国立工芸館石川移転開館記念展 I 「工の芸術—素材・わざ・風土」展図録3,000部の製造請負 一式

請負代金額

金 , 円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 , 円也(消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。)

発注者 独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館工芸館(以下「甲」という。)と請負者 ○○○○○○○○○ ○○○ ○○ ○○(以下「乙」という。)との間において、上記の請負について、上記の請負代金額で次の条項により請負契約を結ぶものとする。

第 1 条 乙は、別紙仕様書に基づいて製造するものとする。

第 2 条 製品は、仕様書 9. に記載の納品場所において引渡しをするものとする。

第 3 条 製造は、乙の工場において行うものとする。

第 4 条 製品の完成期限は、令和 2 年 10 月 22 日とする。

第 5 条 製品は、完成後納入期日まで乙において保管すること。

第 6 条 請負完了通知書は、東京国立近代美術館工芸館 管理室に送付するものとする。

第 7 条 製品の納入に要する費用及び引き渡し前に生じた製品についての損害は乙の負担とする。

第 8 条 請負代金は、製品の検収後 1 回に支払うものとする。

第 9 条 請負代金の請求書は、東京国立近代美術館工芸館 管理室に送付するものとする。

第 10 条 契約保証金は、免除する。

第 11 条 乙は、甲に対し、乙(乙が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。)が、現在及び将来において、次の各号に掲げる事項について表明し、該当しないことを確約するものとする。

一 自社、自社の親会社、子会社、関連会社並びにその役員又は従業員が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人、又はこれらに準じる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)であること。

イ 反社会的勢力から直接・間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資本・資金を導入され、若しくは資本・資金関係の構築を行われ、又は経営に実質的に関与されること。

ウ 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与すること。

エ 反社会的勢力を利用し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行うこと。

オ 上記のほか、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

二 自社の取引先又はその役員若しくは従業員が、前号に掲げるいずれにも該当しないこと。

2 乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

第 12 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

一 乙が前条による暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合。

二 乙の責めに帰すべき理由により納期までに請負を完了しなかった場合。

三 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合。

四 乙から解除の申し出があった場合。

2 甲が、前項各号により本契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わないものとする。

3 第 1 項の規定により甲が本契約を解除した場合には、乙は甲に対し請負金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

第13条 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
 - 二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙は、この契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第14条 この契約についての必要な細目は、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第15条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上、これを解決するものとする。

第16条 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、東京国立近代美術館工芸館の所在地を管轄区域とする金沢地方裁判所又は金沢簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第17条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和2年 月 日

甲

石川県金沢市出羽町3-2
独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
東京国立近代美術館工芸館長 唐澤昌宏

乙